

子ども手当について

厚生労働省

2010年

子ども手当について

目次

1. 「子ども手当」の創設	
(1) 「子ども手当」の概要	1
－2010年度における子ども手当の支給に関する法律の概要	
(2) 「子ども手当」の創設の背景	2
－各国の家族関係社会支出の対GDP比の比較（2005年）	3
2. 「子ども手当」の支給	
(1) 「子ども手当」の受給資格者	4
(2) 「子ども手当」の受給のための手続き	5
(3) 児童養護施設に入所している親のいない子ども等に対する取扱い	6
(4) 子どもが海外に居住する場合の取扱い	7
3. 「子ども手当」の費用負担	8
－「子ども手当」の創設（2010年度予算）	
4. 「子ども手当」支給の趣旨	9

1. 「子ども手当」の創設

(1) 子ども手当の概要

2010年度における子ども手当の支給に関する法律の概要

【趣旨】

次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、2010年度において、中学校修了前までの子どもについて、子ども手当を支給する制度を創設する。

【概要】

(a) 子ども手当の支給

- ・ 中学校修了までの子ども一人につき、月額1万3千円（所得制限なし）の子ども手当を父母等に支給。
- ・ 支給等の事務は、市区町村（公務員は勤務先）。
- ・ 支払月は、2010年6月、10月、2011年2月、6月。

(b) 子ども手当については、児童手当分を児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担し、それ以外の費用については、全額を国庫が負担。（公務員については勤務先が負担）

(c) 子ども手当を市区町村に簡便に寄附できる仕組みを設ける。

(d) 児童手当の既受給者に係る申請免除等の経過措置を設ける。

(e) 検討

- ・ 政府は、児童養護施設に入所している子どもその他の子ども手当の支給対象とならない子どもに対する支援等を含め制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- ・ 政府は、2011年度以降の子育て支援に係る全般的な施策の拡充について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

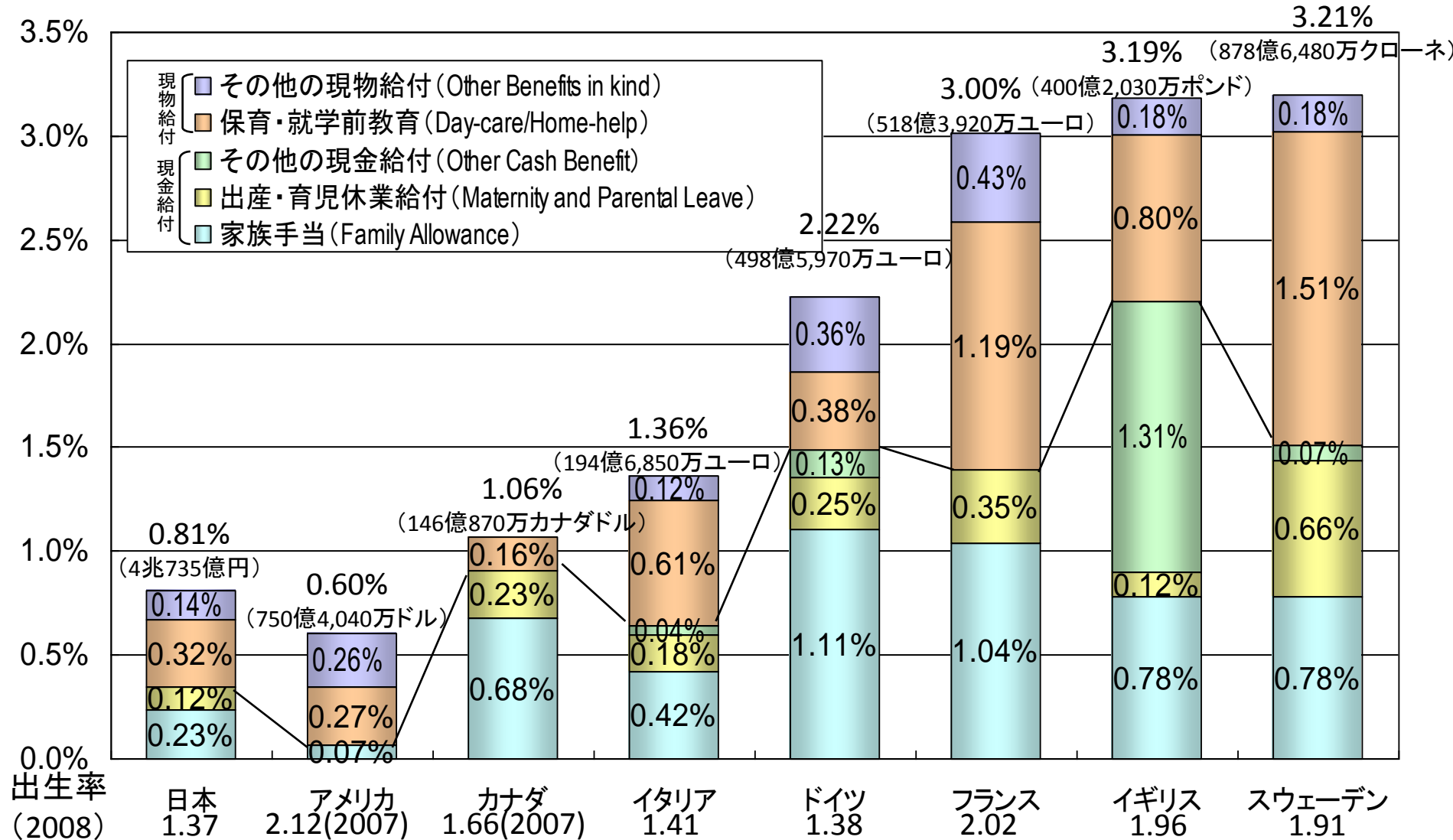
【施行日】

2010年4月1日

(2) 「子ども手当」の創設の背景

- ・ 子ども手当は、次代を担う子どもの育ちを社会全体で応援するという観点から実施するもの。
- ・ 子ども手当の創設の背景としては、少子化が進展する中で、安心して子育てをできる環境を整備することが喫緊の課題となっていることがある。特に、子育て世帯からは、子育てや教育にお金がかかるので、経済面での支援を求める声が強いという状況にある。
- ・ 他方、子育てにかかる予算でみると、先進国の中で日本はGDP比で最も少ない国の一つとなっている。また、合計特殊出生率もG7諸国中最低となっている。（次ページ参照）
さらに、少子高齢化が進展し、現在は、3人の現役世代で1人のお年寄りを支える形になっているが、2055年には1人の現役世代で1人のお年寄りを支える状況となることが見込まれており、思い切った対策を講ずることが求められている。
- ・ こうした状況も踏まえ、子ども手当については、子育てを未来への投資として、次代を担う子どもの健やかな育ちを個人の問題とするのではなく、社会全体で応援するという観点から実施するものであり、子どもを安心して生み育てることができる社会の構築に向けた大きな第一歩であると考えている。

各国の家族関係社会支出の対GDP比の比較(2005年)



2. 「子ども手当」の支給

(1) 「子ども手当」の受給資格者

- ・ 子ども手当の支給要件は、子どもを監護し、かつ、生計を同じくしていること等となっている。
- ・ 子ども手当は、次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するという理念のもと実施するものであり、家計の収入の如何にかかわらず確実に支給されるよう所得制限は設けていない。なお、諸外国の制度においても所得制限は設けないことが一般的。
- ・ また、子ども手当の創設とあわせて、年少扶養控除（15歳以下に適用）が廃止されることとなっているが、所得控除は、同額の所得を控除した場合、高所得者に適用される税率が高いことから、高所得者の負担軽減額は大きい一方で、低い税率の適用される低所得者の負担軽減額は高所得者より小さくなる。
子ども手当は、相対的に高所得者に有利な所得控除から、相対的に支援の必要な人に有利な手当に切り替えるという「控除から手当へ」の考え方に沿って実施するもの。このため、税制改正も含めた全体の政策をみた場合、高所得者優遇ということではないと考える。

(2) 「子ども手当」の受給のための手続き

- ・ 子ども手当の支給を受けるためには、住居のある市区町村（公務員の場合には勤務先）への申請手続きが必要。ただし、2010年3月まで児童手当を受給されていた者については、新たに子ども手当の対象となる子ども（原則として中学2年生と中学3年生）がいない場合は、申請が免除されており、新たな申請手続きを行わなくとも、子ども手当の支給を受けることができる。

（申請手続）

- * 児童手当を受給していない方で、子ども手当の対象となる子どもがいる場合
→ 「子ども手当認定請求書」の申請手続き
 - * 児童手当を受給していた方で、子ども手当の対象となる子どもがいる場合
→ 「子ども手当額改定認定請求書」の手続き
- ・ 市町村においては、申請等に基づき、受給資格に該当していることを確認のうえ、認定通知を送付する。申請を受理されただけでは、支給が決定されたわけではない。

(3) 児童養護施設に入所している親のいない子ども等に対する取扱い

- ・ 2010年度の子ども手当は、子どもを監護し、生計を同じくする父母等に手当を支給するという児童手当制度の支給要件を踏襲したことから、児童手当の支給対象となっていなかった児童養護施設に入所している親のいない子ども等には、子ども手当そのものは支給されない。
- ・ しかしながら、子ども手当は、子どもの育ちを社会全体で応援するという理念のもとに実施するものであり、施設に入所している親のいない子ども等に対しても、子ども手当の恩恵が行き渡るべきと考えている。
- ・ このため、安心こども基金の活用により、施設に入所している親のいない子ども等について、子ども手当相当額が行き渡るよう、施設に対して特別の支援を行うこととした。

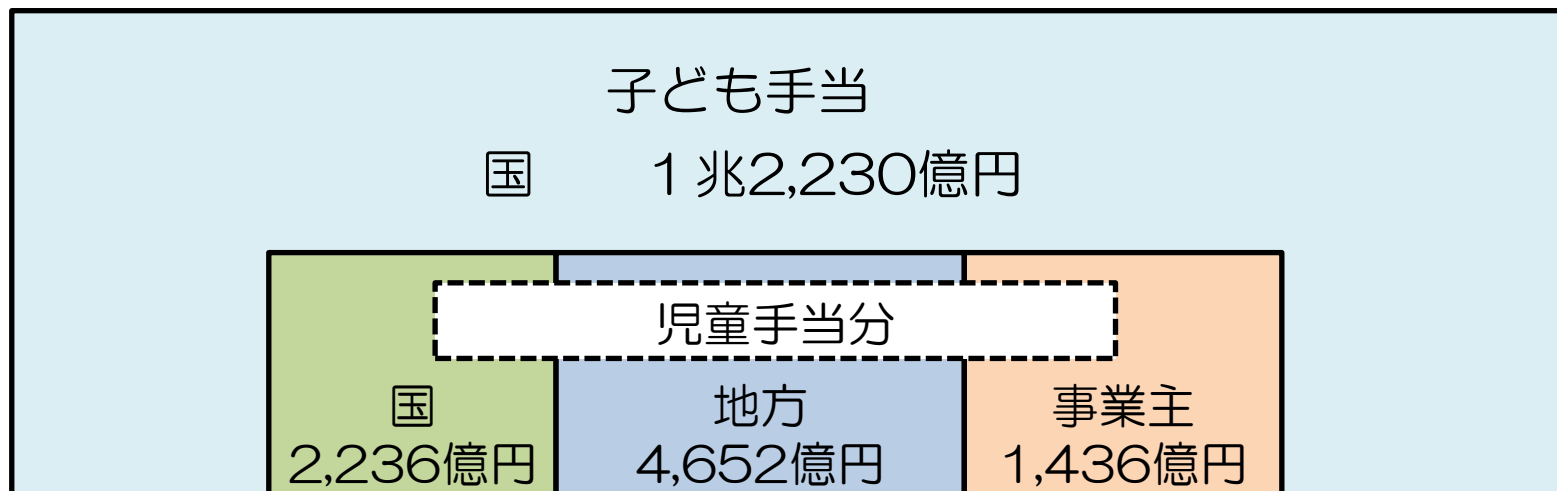
(4) 子どもが海外に居住する場合の取扱い

- ・児童手当制度においては、1981年の「難民の地位に関する条約」の加入に当たり、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」の趣旨も踏まえ、他の国内関係法と同様、国籍要件を撤廃した。それ以来、国籍にかかわらず、親等が日本国内に居住している場合には、その子について監護が行われ、かつ、生計を同じくしているという支給要件に該当するときは、その子が国外に居住していても、支給対象となっていた。
- ・2010年度の子ども手当については、このように1981年以来約30年間にわたり実施してきた児童手当の支給事務の仕組みを踏襲して実施することとしているが、子どもが国外に居住する場合については、支給要件の確認の厳格化など、地方公共団体と連携を図り、以下のような運用面での強化を図っている。
 - (a) 少なくとも年2回以上子どもと面会が行われていること。
 - (b) 親と子どもの中で生活費、学資金等の送金が概ね4ヶ月に1度は継続的に行われていること。
 - (c) 来日前は親と子どもが同居していたことを居住証明書等により確認すること。
 - (d) これらの支給要件への適合性を判断するために、提出を求める証明書類について統一化。
 - (e) 日本国内に居住している翻訳者による日本語の翻訳書の添付を求め、その者の署名、押印及び連絡先の記載を求めること。
- ・なお、国外に居住している子どもに手当が支給されることについては、2011年度に向けた制度の検討の中で、支給対象となる子どもに日本国内居住要件を課すことを検討する。

3. 「子ども手当」の費用負担

子ども手当の創設（2010年度予算）

○子ども手当の創設（国庫負担金） 1兆4,722億円
〔うち、給付費：1兆4,556億円（10か月分を計上）
事務費：166億円（市町村分164億円）〕



- ※1 上記とは別に、公務員については勤務先から支給する。
（国家公務員分：425億円、地方公務員分：1,486億円）
- ※2 地方公務員に係る額の引上げ等に伴い、地方公共団体の負担が実質的に増大しないよう、別途、「児童手当及び子ども手当特例交付金」(2,337億円)を措置。
- ※3 子ども手当の円滑な実施を図るため、システム経費（123億円）を2009年度二次補正予算に計上。

4. 「子ども手当」支給の趣旨

- ・ 子どもを養育している家庭は確実にその費用が必要なので、こうした養育費用について、子ども手当によってその一部を賄っていただくこととなると考える。
- ・ 子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために支給するものであることから、子ども手当がその趣旨に従って確実に用いられるよう、非課税であるとともに差押えが禁止されている。
- ・ 子ども手当の支給を受けた父母等は、こうした支給の趣旨に従って子ども手当を使用しなければならない。このことは、法律上も受給者の責務として規定されている。
- ・ 子ども手当が一人ひとりの子どもの健やかな育ちのために有効に用いられることは制度の意義にも密接に関わるものであり、子ども手当の趣旨や受給者の責務が十分に周知徹底されるよう、広報等に努めることとする。